

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：京都市教育委員会（事務局）

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	76.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	100.0%
（フルタイム会計年度任用職員）	(95.3%)
（パートタイム会計年度任用職員）	(112.0%)
全職員	93.2%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
局長級・部長級	93.6%
課長級	97.8%
係長級	95.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	83.9%
31～35年	87.1%
26～30年	84.6%
21～25年	82.1%
16～20年	78.4%
11～15年	72.6%
6～10年	88.3%
1～5年	93.9%

【説明欄】

[算定対象外職員]

- ・ 1 週平均の正規の勤務日数が 1 日に満たない会計年度任用職員
- ・ 30 日の範囲内で任期が定められた会計年度任用職員

[任期の定めのない常勤職員に係る男女の給与の差異の主な要因]

- ・ 管理職員に占める女性職員の割合が 8.6%であること。引き続き、女性職員の積極的登用と、一層の昇任意欲の喚起に取り組む。
- ・ これまでの採用状況等の影響により、女性職員の平均年齢が男性職員より低いこと
- ・ 柔軟な働き方の推進により女性職員の時短勤務利用者が増加していること

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
管理的地位にある職員	8.6%

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
本庁部局長相当職	10.0%
本庁課長相当職	8.2%
本庁係長相当職	18.1%

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和 7 年度
男性	83.3%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和 7 年度
男性	100.0%
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
1 週間以上 2 週間未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
2 週間以上 1 月以下	40.0%	0.0%	100.0%	0.0%
1 月超 3 月以下	40.0%	0.0%	0.0%	0.0%
3 月超 6 月以下	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%
6 月超 9 月以下	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
9 月超 12 月以下	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
12 月超 24 月以下	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
24 月超	0.0%	0.0%	—	—

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	20.7 時間／月
内部部局等以外	8.2 時間／月

VI 採用した職員に占める女性職員の割合

区分		令和7年度
常勤職員		50.0%
	上級試験	57.1%
	上級試験以外	0.0%
非常勤職員及び臨時的に任用された職員		67.5%
合計		67.4%

VII 職員の年次休暇等の取得日数の状況

i) 平均取得日数 ※20 日以上付与されたものに限る

区分	令和7年
本庁	14.3 日
本庁以外	14.8 日

ii) 取得日数が5日未満の職員割合

区分	令和7年
本庁	4.1%
本庁以外	3.5%